

一般財団法人松本市スポーツ協会松本市スポーツ少年団  
大会及び研修会等への参加に対する助成金交付規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人松本市スポーツ協会（以下「この法人」という。）が、松本市スポーツ少年団の団員または指導者に対して交付する助成金について必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 助成の対象となる大会及び研修会等は、次の全てを満たすものとする。ただし会長が特に必要と認めるものについてはこの限りではない。

- (1) 主催者は、日本スポーツ少年団、長野県スポーツ少年団、新潟県・富山県・石川県・福井県の各スポーツ少年団（北信越ブロックで持ち回り開催される場合に限る）、長野県内のスポーツ少年団のいずれかとする。
- (2) 大会及び研修会は、競技別交流大会、交流大会、リーダー研修会、リーダー研究大会、資格取得目的以外の指導者研修会のいずれかとする。
- (3) 対象者は、当該年度に松本市スポーツ少年団に登録している、団員または指導者とする。

(証拠書類等)

第3条 助成を受ける団員の所属する単位団の代表者または指導者は、概ね2週間以内に開催要項及び参加結果あるいは研修資料を添え、次に掲げる証拠書類を提示しなければならない。

- (1) 競技別交流大会、交流大会、リーダー研修会、リーダー研究大会にあつては、参加料の支払いを証明するもの。
- (2) 指導者研修会にあつては、交通費、負担金、宿泊費等の支払いを証明するもの。

(助成金額及び支出)

第4条 この法人は、対象者に対する他からの補助を除き、予算の範囲内で次のいずれかの金額を支出することができる。なお、指導者研修会における受講料は、この法人が主催者に直接支払うことができるものとする。

- (1) 前条第1号については、参加料の1/2以内の金額
- (2) 前条第2号については、受講料、交通費、負担金、宿泊費の一部または全部
- (3) その他会長が特に必要と認める金額

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年6月26日から施行する。